

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正案	現行
<p>（資本の欠損の注記）</p> <p>第六十七条 純資産額から次の各号に掲げる項目の合計額を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額を注記しなければならない。</p> <p>一 第六十二条に規定する新株式払込金又は申込期日経過後における新株式申込証拠金</p> <p>二 第六十八条の二に規定する土地再評価差額金</p> <p>三 第六十八条の二の二に規定するその他有価証券評価差額金</p> <p>（配当制限に関する注記）</p> <p>第六十八条 商法施行規則（平成十四年法務省令第二十二号）第一百二十四条第一号に規定する超過額及び同規則第二百二十四条第三号に規定する純資産額は、注記しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（資本の欠損の注記）</p> <p>第六十七条 純資産額から第六十八条の二に規定する土地再評価差額金及び第六十八条の二の二に規定するその他有価証券評価差額金の合計額を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額を注記しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（配当制限に関する注記）</p> <p>第六十八条 商法第二百九十条第一項第四号に規定する超過額及び同項第六号に規定する純資産額は、注記しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改 正 案	現 行
<p>様式第十二号 【資本金等明細表】</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1.～3. (略)</p> <p>4. 資本準備金及びその他資本剰余金についての区分欄には、その発生源の区別（資本準備金にあつては、株式払込剰余金、合併差益等の別、その他資本剰余金にあつては、<u>資本金及び資本準備金減少差益</u>、自己株式処分差益等の別）を記載すること。</p> <p>5.・6. (略)</p>	<p>様式第十二号 【資本金等明細表】</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1.～3. (略)</p> <p>4. 資本準備金及びその他資本剰余金についての区分欄には、その発生源の区別（資本準備金にあつては、株式払込剰余金、合併差益等の別、その他資本剰余金にあつては、<u>減資差益</u>、自己株式処分差益等の別）を記載すること。</p> <p>5.・6. (略)</p>